

犬山市議会第 8 4 号議案

犬山市景観条例の一部改正について

犬山市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）の改正に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市景観条例の一部を改正する条例

犬山市景観条例（平成１９年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

○犬山市景観条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
（届出の適用除外） 第 1 2 条 法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号の規定に基づき、条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(7) 略	（届出の適用除外） 第 1 2 条 法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の規定に基づき、条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(7) 略